

堺市監査委員公表第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 21 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

中区役所

(企画総務課、深井駅周辺地域活性化推進室、自治推進課、市民課、
保険年金課)

中保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、中保健センター)

第3 監査の対象期間

令和5年度(令和5年4月1日～令和5年7月31日)

ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日～令和5年12月21日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 市民課

(1) 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収

事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 中保健福祉総合センター 生活援護課

(1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等（法第78条）に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第63条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 中保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 中保健福祉総合センター 中保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり意見

を付す。

[普通財産の管理について（意見）]

市有地の管理及び処分事務取扱要領では、貸付財産の使用目的及び使用状況が契約の目的に合致しているかに留意し、状況に応じて必要な措置を講じなければならないとされている。

自治推進課では、地域会館敷地として使用することを目的とし、東陶器校区地域会館（土地）を無償で貸し付けている。令和5年8月24日に、当該土地の実地調査を行ったところ、借受人が設置した近隣地図等の看板に複数の広告が掲出されていた。

同課に確認したところ、当該広告の掲出の意図や経緯が不明であり、使用目的に合致するかについて明確な根拠が示されなかった。

所管課は、貸付財産が使用目的に沿って利用されているかを十分に調査し、状況に応じて制度所管課への確認を行うとともに、借受人への指導助言等の必要な対応を行うなど、適正に財産管理を行われたい。

（自治推進課）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における提出書類等

中区役所エレベータ設備保守点検業務について、仕様書では、機材の取替えを行った場合、受注者は市に対して作業写真を提出し、市に撤去品の確認を受けることとされている。

令和5年6月14日及び同年7月12日の点検で、受注者から市に対して機材の取替えを実施した旨の報告が行われているが、市は作業写真の提出を受けておらず、撤去品の提示も受けていなかった。

（企画総務課）

イ 委託業務における提出書類及び再々委託

中区役所設備運転監視等業務について、仕様書では、環境衛生管理業務の中で、受水槽・高架水槽・汚水槽に関する業務を以下のとおり定めている。

- ①受水槽、高架水槽の清掃（年1回）
- ②水槽機能の点検、調整及び補修（週1回）
- ③水質検査

④汚水槽の清掃（年２回）

これらについて、関係書類を調査したところ、以下のものがあつた。

(ア) 受注者から提出された年間業務計画書には、汚水槽の清掃は年１回（６月）と記載されており、市は訂正を指示することなく、当該計画書を受け取っていた。

(イ) ①～④の業務のうち、市は、受注者から「水質検査」及び「貯水槽清掃」を再委託する旨の届出を受け取っていた。しかし、水質検査については、当該再委託先が更に委託を行っていた。

（企画総務課）

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかつた。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。

ア レターパックの管理

切手等受払簿記帳マニュアルでは、切手等は金庫や施錠できる保管庫等で保管し、現金に準じた厳重な取扱いを行うことが規定されている。

しかし、令和５年８月２４日に実地調査を行ったところ、施錠できない棚にレターパック 189 枚が保管されていた。

（中保健福祉総合センター 地域福祉課）